

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 8 号
件 名	利益の二重取りとなった白根北部工業団地開発行為に交付された、工業用地環境整備事業補助金5,000万円に関しての不可解な事項の調査を求めることについて
要 旨	<p>本開発行為は、事業計画内容の必要な利益も含めて審査の上、平成31年2月25日に許可になり、着工されました。ここに、後づけで補助金制度が制定され、新潟市から5,000万円の補助金が交付されました。このことは、事業計画での必要な利益に合わせ、補助金5,000万円の交付で、利益の二重取りとなりました。ついては、以下について議会に調査することを求め陳情いたします。</p> <p>1 なぜ前もって補助金制度を制定しなかったのか。 補助金制度の制定は、議会の承認は必要なく、副市長による内部決裁で制定できるのに、なぜ事前に制定しなかったのでしょうか。 廣瀬・白根不動産からは平成31年1月10日に白根北部工業団地開発行為許可申請書が新潟市に提出されたが、この提出前に補助金制度を制定しておけば、または制度ができたなら申請するようにと指導すれば、新潟市は補助金を開発行為事業計画に組み込むようにと指導できたこととなります。</p> <p>2 なぜ補助金制度を前年度に遡って適用するのか。 白根北部工業団地開発行為は、平成31年2月25日に許可になっています。この工事は同年3月22日に着工し、同年3月27日に8地区の工業団地地権者代表から開発行為支援要望書が提出され、同年の令和元年5月21日に副市長決裁で同補助金制度が制定され、同年7月1日から制度が開始されました。しかし、本制度の交付要綱には、令和元年7月1日から施行すると記載がありますが、なぜか「〇〇年〇〇月〇〇日から適用する」との文言の記載がありません。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年12月11日 文教経済常任委員会
受 理	令和2年12月3日 第425号

適用年月日の記載がないのであれば、制度施行日以降に許可になった開発行為に補助金を適用するものと考えて正しいのではないのでしょうか。適用年月日の記載がないのに、なぜ補助金制度開始日を遡って、さらに年度を遡って、平成31年2月25日許可の開発行為に補助金制度を適用したのですか。

3 なぜ開発行為支援要望書の白根北部工業団地についての地権者名が、廣瀬・白根不動産になっていないのか。

本要望書の地権者名が、補助金をもらう権利のない、元の地権者名になっています。つまり、廣瀬・白根不動産は開発行為の支援を要望していないのに、どうして廣瀬・白根不動産に補助金を交付することになったのでしょうか。

4 なぜ交付された補助金5,000万円の支払先が白根不動産なのか。

この補助金の交付先は廣瀬・白根不動産ですが、廣瀬が補助金をもらえる権利を放棄した委任状により、補助金全額が白根不動産に支払われています。

なぜ廣瀬は権利を放棄して補助金を受け取らなかったのでしょうか。税務署によると、この5,000万円は白根不動産の雑所得となり、課税対象となるとのこと。

5 廣瀬については利益の二重取りにならないのか。白根不動産はどうか。

なぜ以上の不可解な開発行為事業に補助金5,000万円を交付したのでしょうか。